

第 1 5 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 3 回 専門部会

令和 8 年 2 月 1 9 日

(午前10時00分 開会)

○篠福祉のまちづくり担当課長 皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めます東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、注意事項を申し上げます。

当会議は公開となっております。あわせて、会議の議事録は東京都ホームページで公開いたします。

また、本日の会議は、会議室参加とオンライン参加の併用方式で開催しております。

委員の皆様の中には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃいますので、ご発言の際は冒頭にお名前とご所属をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際は、職員がマイクをお持ちいたします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いです。

会議中、カメラはオンにいただき、顔が見えるようお願いいたします。また、ご自身が発言される時以外は、マイクは常にオフの状態としてください。ご発言の際は、Teamsアプリの挙手機能をご利用ください。音声がかえれないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選択し、メッセージを送信してください。メッセージが送信できない場合は、事務局のメールアドレス宛てにメールをお送りくださいますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第です。

続きまして、配付資料となります。

資料1、今後のスケジュール、資料2-1、福祉のまちづくり担当の事業について(情報バリアフリー)、資料2-2、都内区市町村及び各道府県における福祉のまちづくり事業について(情報バリアフリー)、資料2-3、第15期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申に関する検討資料、情報バリアフリーに関する論点等、資料3-1、「東京都手話言語条例」の施行状況について、資料3-2、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行状況について、資料4、インターネット都政モニターアンケート結果について。

続いて参考資料は、次第に記載のとおり1から6-3までございます。

また、会議室でご出席の方には、資料以外に冊子を5点、お配りしております。

東京都福祉のまちづくり推進計画、区市町村・事業者のための「心のバリアフリー」及び「情報バリアフリー」ガイドライン、「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、同じく施設整備マニュアル

(令和7年12月追補版)、この5点の冊子は、会議終了後に回収をいたしますので、お帰りの際にはそのまま机の上に置いていただけますよう、お願いいたします。

以上、不足がございましたら、事務局にお知らせください。

次に、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。

本日は、オンラインでご参加の方を含め、21名の委員の方々にご出席をいただいております。星委員、深尾委員、三宅委員、二條委員は、ご都合により欠席をされております。

また、委員の交代がありましたのでご報告いたします。

一般社団法人東京バス協会の濱委員から常務理事、中村委員へ、一般社団法人日本ホテル協会の小林委員から東京支部事務局長、藤井委員へ、東京都民生児童委員連合会常任協議員の山本委員から岩崎委員へ変更となっております。

新しく委員にご就任いただきました委員の方々から、一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。それでは、名簿順に一般社団法人東京バス協会、中村委員、よろしく願います。

○中村委員 東京バス協会の中村と申します。今回から初めての参加となります。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○篠福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。

次に、一般社団法人日本ホテル協会、藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員 日本ホテル協会東京支部事務局の藤井と申します。よろしくお願い致します。

これまで日本ホテル協会本部の事務局の者がお世話になっておりましたけれども、東京支部として参加させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。

次に、東京都民生児童委員連合会、岩崎委員、よろしくお願いいたします。

○岩崎委員 おはようございます。西東京市民生委員・児童委員協議会の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 ありがとうございます。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

松谷事業調整担当部長でございます。

○松谷事業調整担当部長 松谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の福祉のまちづくり担当課長を兼務しておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、長谷川技術管理課長でございます。

○長谷川技術管理課長 長谷川です。よろしくお願い致します。

○篠福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、上原建設企画課長でございます。

○上原建築企画課長 上原です。よろしくお願い致します。

- 篠福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、岡部安全施設課長でございます。
- 岡部安全施設課長 建設局安全施設課長の岡部といいます。よろしくお願いいたします。
- 篠福祉のまちづくり担当課長 建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございますが、業務都合により、代理で齋藤統括課長代理が出席しております。
- 齋藤統括課長代理 齋藤です。
- 篠福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、村岡建築課長でございます。
- 村岡建築課長 村岡でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
- 篠福祉のまちづくり担当課長 事務局職員の紹介は、以上でございます。

次に、庁内関係課長をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、荒井交通企画課長でございますが、業務都合により欠席しております。

福祉局障害者施策推進部、小泉共生社会推進担当課長でございます。

- 小泉共生社会推進担当課長 小泉でございます。よろしくお願いいたします。
- 篠福祉のまちづくり担当課長 では、議事に先立ちまして、事業調整担当部長の松谷よりご挨拶を申し上げます。
- 松谷事業調整担当部長 改めまして、福祉局事業調整担当部長の松谷でございます。皆様、おはようございます。本日は福祉のまちづくり推進協議会にお忙しいところご参加いただき、大変ありがとうございます。

前回、第2回の専門部会が10月でございまして、年が明けて第3回目の専門部会ということになります。前回は心のバリアフリーについて主にご議論をいただいたところでございますが、今回のテーマは情報バリアフリーということで、今回も引き続き委員の皆様方から、それぞれのお立場からご意見をいただきたいと思っている次第でございます。

バリアフリーにつきましては、例えば建物ですとか道路など、ハード面のバリアフリーももちろん重要でございますが、前回やったようなソフト面での取組、心のバリアフリーですとか、今回テーマにしております情報バリアフリー、やはり障害の有無に限らず、種別にかかわらず、どのような人でも自由に出かけられるというためには、行った先できちんと情報が取れる。それからまた、行った先できちんとコミュニケーションができて、自由に思いどおりに活動が参加できるという、そういう環境を整備していくということが非常に重要だと思っております。ぜひ委員の皆様から、今回も忌憚のないご意見をいただければと思っております。

なお、前回と今回でいただいた皆様のご意見は、年度明けて春頃になります第4回の部会で取りまとめをさせていただいて、論点整理のときの参考、基盤という形にしていきたいと思っております。本日は長時間のご審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

- 篠福祉のまちづくり担当課長 それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長

をお願いしたいと思います。高橋部会長、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 おはようございます。部会長の高橋儀平です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは第3回ということで、前回から3か月ほど過ぎておりますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは議事に沿いまして進めますが、まず今後のスケジュールについて、最初に事務局から資料1についてご説明をお願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。それでは資料1、今後のスケジュールをご覧ください。

スケジュールにつきましては、前回もご説明をさせていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

前回の第2回専門部会では、心のバリアフリーについてご議論をいただきました。

本日、第3回専門部会では、情報バリアフリーについてご議論をいただきたいと思っております。

そして次回、第4回の専門部会では、いただきましたご意見等を踏まえた意見具申の骨子案についてご議論をいただく予定としております。

スケジュールのご説明は、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。今後のスケジュールということで、前回の第2回でもご説明いただいたところですが、これについては皆様ご了承いただけますでしょうか。今後の様子で変更する可能性がゼロではありませんが、よろしく願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入ります。議事1の第15期意見具申に関する検討についてということで、まず事務局のほうからご説明いただきまして、皆様方のご意見、ご提案をいただければと思います。それでは、課長、よろしく願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

それでは、意見具申に関する検討について、資料2-1、2-2、2-3を用いて説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。

ご議論の参考としていただくため、福祉局生活福祉部が取り組んでいる情報バリアフリーに関する事業をご説明いたします。

この資料は、7ページございます。最初に2ページをご覧ください。

とうきょうユニバーサルデザインナビ、通称UDナビについてご説明いたします。

UDナビとは、高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や公的機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトでございます。

都の政策連携団体である東京都福祉保健財団が平成27年度から運営をしております。

このサイトの特徴ですが、UDナビでは、駅構内の段差のないルートや車椅子使用者対応トイレの場所など、各ウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザイン情報を一元的に閲覧することができます。また、鉄道やバスなどの交通手段別、デパートや公園などのスポット別、場所別などで、各施設や事業者のホームページの情報を簡単に検索でき、またGPSにより現在地から近い施設やユニバーサルデザイン設備の検索ができます。さらに、音声読み上げ、色や文字サイズの変更、ルビふりの機能を搭載するなど、アクセシビリティを確保した分かりやすいサイトになっております。

このほか、都や各区市町村、また福祉のまちづくり関係団体等におけるバリアフリーの取組の紹介や最新情報についても随時更新をしており、各区市町村が作成しているバリアフリーマップへのリンクも掲載しております。掲載している施設数は、令和6年度末で2,051件となっており、年々件数が増加をしております。

続きまして、次のページをご覧ください。

TOKYOユニバーサルデザインガイドライン（視覚情報版）についてご説明いたします。

都では、平成23年度に「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」を策定しましたが、その後、障害者差別解消法の改正など社会環境は大きく変化をしております。高齢者、障害者、子供、外国人を含め全ての人が、必要な情報を適切に得られるよう、見やすく分かりやすい情報提供の重要性は、ますます高まっております。

そこで、色の使い方に加え、文字の大きさやフォント、図表やイラストのレイアウト、やさしい日本語の活用なども含め、令和7年3月にガイドラインを改定いたしました。

ガイドラインのポイントですが、一つ目に、見え方などの基礎知識を更新しました。二つ目に、文字サイズや書体、行間・文字間などのレイアウト、やさしい日本語など、必要となる配慮事項について、事例を含めて詳しく記載しております。三つ目に、視覚障害、知的障害、発達障害、子供など対象別の配慮事項についても掲載しております。

本ガイドラインは、都のホームページに掲載し、広く周知しているほか、今年度、本ガイドラインの具体的な内容等に関する説明会を都庁職員や区市町村職員向けに開催をいたしまして、その動画を東京都公式動画チャンネル「東京動画」に掲載しております。ガイドラインや説明会動画を活用し、誰にでも見やすく分かりやすい情報提供の工夫や配慮に取り組んでいただくため、学校現場や事業者団体等に対しても周知を行っているところでございます。

次のページをご覧ください。

続きまして、平成30年度から実施している車椅子使用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化についてご説明いたします。

この事業は、子育て世帯や障害者、高齢者を含む全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインのまちづくりを一層進めるため、バリアフリー情報の発信に向け「車椅子使用者対応トイレ」情報のオープンデータ化等を推進

していくことを目的としております。

不特定多数の方が利用可能な車椅子利用者対応トイレ等のある公共施設等を対象に、トイレの位置や機能、3方向からの写真、利用時間帯等を収集しております。各鉄道会社様や区市町村などのご協力をいただきまして、平成30年度に約6,500基の情報を公開いたしました。その後、毎年度調査をしております。令和6年度には9,260基の情報を公開いたしました。今年度も調査を進めておりまして、年度末には公開予定となっております。

このオープンデータにつきましては、アプリ事業者にご活用いただいております。本会議の織田委員のところでもアプリを作成していらっしゃいますが、引き続き、様々な活用いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

次のページをご覧ください。

続きまして、情報バリアフリーに係る充実への支援についてご説明いたします。

こちらは、平成27年度から地域福祉推進区市町村包括補助事業という補助事業のメニューの一つとして行っている区市町村への補助事業でございます。本事業は、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、区市町村の様々な取組を後押しすることを目的としております。

補助の対象事業につきましては、こちらに記載のとおり、バリアフリーマップ等の作成・更新、ICTを活用した歩行者移動支援システムの導入、ユニバーサルデザイン情報案内板の設置、簡易型の集団補聴設備の導入、コミュニケーション支援のための機器等の作成・導入、その他の情報バリアフリーに関する先進的な取組を対象としております。

補助基準額は、1区市町村当たり1,000万円、補助率は2分の1です。令和6年度は、12区市町村への補助を実施いたしました。

次のページをご覧ください。

続きまして、ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業についてご説明いたします。

都では、昨年、東京で開催された世界陸上及びデフリンピックを契機に、国籍の違いや障害の有無にかかわらず、「いつでも・どこでも・誰とでも」つながる街・東京を実現するために、ユニバーサルコミュニケーションの取組を実施してまいりました。

本事業では、最新のデジタル技術を活用した情報バリアフリーの取組の一環として、ユニバーサルコミュニケーション機器を導入する区市町村に対する支援を実施いたしました。

補助対象の経費は、透明ディスプレイなどの機器導入に係る費用で、補助基準額は、1区市町村当たり300万円、補助率は3分の2です。

補助対象とした機器やサービスの例としましては、会話の音声テキストに変換し、多言語翻訳し、透明なディスプレイに表示する機器や、イベント会場などでのアナウン

スを瞬時に文字化、複数言語化し、大型ビジョンやデジタルサイネージ、スマートフォンに表示する音声文字化サービスなどがございます。

令和6年度は6区市町村へ補助を行っており、導入済みの自治体は31区市町村となっております。なお、本事業につきましては、来年度以降は先ほどご説明した地域福祉推進区市町村包括補助事業の対象事業として、引き続き区市町村への支援を行う予定でございます。

次のページをご覧ください。

続きまして、情報バリアフリーの推進に向けた発信強化事業についてご説明いたします。

こちらは来年度、令和8年度から新たに開始を予定している事業でございます。都では、平成28年3月に、区市町村事業者のための「情報バリアフリー」ガイドラインを作成いたしました。本事業では、この既存のガイドラインをデジタル化するとともに、好事例の充実などを行い、新たに特設サイトを開設し、情報面におけるバリアフリーの普及啓発を進めてまいります。

特設サイトの開設に当たりましては、情報バリアフリーの障壁となっている事項を明らかにするため、事業者、区市町村、都民を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。さらに、アンケート調査の結果を踏まえ、ヒアリングを行いまして、デジタル技術を活用した情報バリアフリーの取組などの好事例を収集していく予定としております。このアンケート調査や好事例調査の内容につきましては、ウェブコンテンツとして特設サイトに掲載し、広く周知を行うことで、事業者の取組を促進してまいります。事業実施に当たりましては、専門部会の委員の皆様からのご意見も参考とさせていただきます。進めてまいりたいと考えております。

資料2-1の説明は、以上でございます。

続きまして、資料2-2をご覧ください。こちらもお議論の参考にご用意したものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

都内区市町村における福祉のまちづくり事業の取組状況につきましては、こちらにありますとおり、都内62の全ての区市町村が何らかの情報バリアフリーに関する取組を実施しております。

下の棒グラフは、情報バリアフリーに関する取組を取組の種別ごとに区分したものでございます。バリアフリーマップの作成や情報アクセシビリティの確保、コミュニケーション支援機器と比較しまして、案内サイン・移動支援やイベント等における情報保障を行っている自治体は少なくなっております。この福祉のまちづくり条例の所管部署へのアンケートの回答はこのようになっているところでございますが、障害者の情報保障につきましては、厚生労働省が所管する障害者総合支援法における地域生活支援事業などを活用して、各区市町村の障害福祉の部署で取り組んでいるところでございます。

区市町村の取組の内容につきましては、2ページ、3ページでご紹介しております。次に、4ページをご覧ください。

各道府県における福祉のまちづくり事業に関する取組状況を掲載しております。

こちらは、近県及び人口規模の大きい道府県にアンケート調査を行いまして、作成をいたしました。取組を①住民・事業者等への情報発信、②事業者等による情報提供の促進、③市町村における取組の充実の区分に分け、実施事業ありと回答した道府県が分かるように表示しております。①の住民・事業者等への情報発信は、全ての道府県で取組がある一方、②の事業者による情報提供の促進や③の市町村における取組の充実については、取組が少ない状況となっております。各都道府県の取組の内容につきましては、5ページ目以降でご紹介しております。

資料2-2の説明は、以上でございます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

意見具申に関する検討資料、情報バリアフリーに関する論点等についてご説明をいたします。

まず、2ページをご覧ください。

情報という言葉が指す事柄は多岐にわたるため、本会で検討する情報バリアフリーについて整理をさせていただいております。こちらの内容は、先ほどもご説明しました情報バリアフリーガイドラインでお示ししている内容でございます。

まちなかの情報は、提供の仕方次第で高齢者や障害者等にとって入手が難しい場合もあり、全ての人が必要な情報を容易に入手できる環境にあるわけではありません。高齢者や障害者の方などが移動に際して、自分に適した経路や方法を選択するためには、そのための情報を入手する必要がある場合がございます。また、様々な活動に参加するためには、相手とのコミュニケーションが欠かせません。そのため、本会で検討する情報バリアフリーについては、都民をはじめ、行政や事業者が、様々な情報の発信者として、また、来所者や顧客などに対応する立場として、全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、容易に入手及び発信できる環境づくりについて、委員の皆様にご議論いただければと思います。

それでは、3ページをご覧ください。

情報バリアフリーの課題につきまして、三つに分けて整理させていただいております。課題整理の一つ目は、都民・事業者等への情報発信の強化でございます。

まず、現状ですが、都は、視覚障害者や聴覚障害者向けに、都の広報物における点字・音声・字幕・多言語などによる情報保障等を実施しております。また、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」において、外出に必要な施設や交通機関等に関するバリアフリー情報を一元的に発信しております。さらに、視覚情報に関するユニバーサルデザインガイドラインを策定し、庁内をはじめ、区市町村職員を対象とした説明会を実施したほか、解説動画を都のホームページに掲載し、周知を図っております。

次に、課題ですが、都民や事業者等の情報バリアフリーへの関心を高めるため、ニーズを反映した、常に新しい情報を提供する仕組みが必要と考えております。また、誰にでも見やすく分かりやすい印刷物等を作成できるよう、視覚情報のためのユニバーサルデザインについて理解を深める取組を進めることが必要でございます。

そのため、論点の1点目として、都民や事業者等における情報バリアフリーへの関心と理解向上に向け、どのような手法で都は情報発信に取り組んでいくか、ご議論いただければと思います。

次に、4ページをご覧ください。

課題の二つ目は、事業者による情報提供の促進でございます。

まず、現状ですが、都は「とうきょうユニバーサルデザインナビ」において、施設管理者が自社サイトなどで発信するバリアフリー情報を集約し、掲載をすることで、施設管理者の自発的なバリアフリー情報の発信を促しております。また、都立・区市町村立施設、鉄道駅の「車椅子利用者対応トイレ」に関するバリアフリー情報をオープンデータとして公開し、アプリ事業者などにおける民間活用を促進しております。なお、国では、バリアフリー施設等の情報を全国で利用できるよう、写真による簡易なデータ整備も可能なバリアフリー施設等データの標準化を検討していると聞いております。

次に、課題ですが、バリアフリー整備された建築物等をより利用しやすくするためには、ハード整備と連動した施設管理者によるバリアフリー情報の発信を促す仕組みが必要と考えております。また、民間事業者等によるバリアフリーマップ作成などの、オープンデータのさらなる活用促進を図ることが必要でございます。

そのため、論点の2点目として、施設管理者や事業者が、バリアフリー情報を自ら発信する重要性を理解し、積極的に情報発信するために、どのような手法で事業者等へ働きかけを行っていくか、ご議論いただければと思います。

次に、5ページ目をご覧ください。

課題の三つ目は、区市町村における取組の充実でございます。

まず現状ですが、都は誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備するため、多様な情報伝達方法により情報提供を進めるなどの様々な取組を実施する区市町村を支援しております。また、世界陸上及びデフリンピックを契機として、最新のデジタル技術を活用したユニバーサルコミュニケーションに係る区市町村の取組を促進しております。こちらの資料に、レガシーブックの表紙の写真がございますが、世界陸上及びデフリンピックを通じた取組やその成果などについて、都は1月にレガシーブックとして取りまとめております。こちらは参考資料4として概要版をおつけしております。そのほか、都は地域における面的なバリアフリー状況が分かるよう、バリアフリーマップ等を作成する区市町村などを支援しております。

次に、課題ですが、デジタル技術を活用した取組やバリアフリーマップの作成など、地域の実情に応じて、区市町村が実施する情報バリアフリーに係る取組へのさらなる支

援が必要と考えております。また、区市町村における多様な利用者のニーズに配慮した情報提供の取組をさらに促進していくことが必要でございます。

そのため、論点の3点目として、区市町村等が情報バリアフリーに係る取組を効果的に実施するために、どのような手法で区市町村に働きかけを行っていくか、ご議論いただければと思います。

資料の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 資料のご説明ありがとうございました。部会長の高橋です。それでは、これから皆様方のご意見を伺いたいというふうに思います。限られた時間ですけれども、多くの方にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、資料がたくさんありますけど、まず資料2-1、資料2-2、資料2-3の中で、資料2-1について、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。それでは、越智委員、お願いいたします。

越智委員、ちょっとよろしいでしょうか。

最初に、2-3、最後にご説明いただきました論点がそれぞれありますので、これらを意識しながら、2-1、2-2等を活用しながらご意見を伺えればありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、越智委員、よろしくお願いいたします。

○越智委員 改めまして、都聴連の越智です。いろいろな意見があるんですけども、あわせて昨年1月に開催されましたデフリンピックの情報保障の状況について、皆様に報告したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○高橋部会長 お願いします。

○越智委員 ご存じのように、昨年11月15日から26日までの2週間、東京デフリンピックが開催されました。いろいろな情報保障をやったんですけども、いい面、問題面、いろいろなことがありまして、その状況を報告したいと思います。

例えば、今回の資料の中の2-1の6ページにあります最新技術を使った情報保障についてデフリンピックでも照明ディスプレイを含め、いろいろなデジタルサイネージを使った文字の情報保障を行いました。これについては、いろいろな場所で利用したこともあって、視覚的な情報保障があってよかったという意見もありましたが、見にくい、分かりにくいという意見もありました。工夫の余地があるのではないかと思います。

また、活用の仕方もまだまだ工夫の余地があると思います。例えば、透明ディスプレイ、これは音声に反応した、声に反応した文字になりますけれども、技術の発達ではっきりした音の場合には、ほぼ間違いなく変換されます。それはいいんですけども、私のように声が曖昧な場合は使えない状況です。そういった問題があります。その場合には、キーボードを持っていくので、私の場合にはキーボードをつないで文字を打って会話をしました。そういった方法もあるんですけども、そういう方法があるということが普及しておらず、結局いろいろな場所で声が曖昧な人はなかなか使えないという不満

が聞こえました。聞こえない人は筆談といっても、文章の読み書きができない人もいます。苦手な場合もあります。そういった方をどうサポートするかというのが課題かなと思います。

特に機械の面では、とても充実していたと思います。特に透明ディスプレイを試験的に都バスや、私がいた地区でいえば、渋谷のハチ公バスは視覚的に、試験的につけるという試みがありました。都バスでも筆談をすることはあるんですけども、実際にはなかなか使えない状況です。都バスは時間に追われておりますので、ゆっくり筆談する状況ではありません。私たちもよっぽどでなければ筆談をお願いすることはできません。そういった状況があったんですけども、例えばこういったディスプレイを使えば、あらかじめ田町に行きますかというメモをあらかじめ書いておいて、それを見せる。そうすれば、運転手がすぐに行けますよと話してくれれば、それが文字に出るんですね。そうすると、スムーズなコミュニケーションができるので、そういった工夫については有効に使えると思います。そういう点では評価できると思います。

ただ、人間といいますか、アプリもソフトなんですけれども、人間という面ではいろいろな課題があります。といいますのは、今回のデフリンピックのボランティアの中心には、4年前の東京オリパラのボランティアのときには、無観客の開催ということもあって、ボランティアの方は申し込んだけれどもほとんど何もやることがなかったという状況がありました。都としては、それを活用したいということで、登録した方に呼びかけて、たくさんの方がボランティアに応募をしてくださいました。

その方は、逆に言うと聞こえない方のことを知らない、対応もできるとは限らない状況でした。それをどうするかということで、私からはきちんと研修会が必要である。時間をかけて、聞こえない人について理解をしてもらう。ある程度、コミュニケーションができるようにしてほしい。そうすれば、今後のレガシーになるというお話をしたんですけども、準備が間に合わなかったのか、結局何回かのオンライン研修を受けるだけという形になりまして、そういった動画を見て、見ましたというボタンを押して、研修を受けたという形になってしまいました。

その結果、どうなったかという、ほとんどのボランティアの方が聞こえない人のことを理解していない、コミュニケーションが取れないという状況になってしまったんです。会場のいろいろなところで、聞こえない人から、話が通じない、コミュニケーションができない、よく分からなかったという苦情がたくさん出てきました。これは、ちょっと問題かと思います。

私が57年前の建物、オリンピックセンターでデフリンピックスクエアを開きました。そこでは、私が担当して、そのままでは危ないと思いついて、別に東京都の手話通訳者や手話サークルの方に呼びかけまして、情報保障支援ボランティアの方を配置しました。その準備がちょうど第2回目の会議とぶつかったので、2回目の会議に参加できず申し訳ありませんでした。そういった状況でスクエアだけは、いろいろな場所に情報保障の

方がいてスムーズにできました。

例えば、競技会場にキッチンカーが入っていたんですけれども、その周りには情報保障がありませんでした。なかなか通じないところがありましたけれども、スクエアだけは、キッチンカーのところにも手話通訳が配置されておりましたので、キッチンカーの担当者が売る際に、聞こえない人に対してもフォローができました。例えば、私も買いにいったときに、これをくださいと申し込んだんですけれども、店員さんが何を言っているか分からない状況でした。そこで、通訳が売り切れですと言ってきて、あっ、じゃあ、これはない、これはあるというコミュニケーションが取れて注文ができました。でも、ほかの場所では話が通じないままトラブルになったんじゃないかと思っています。そういう状況がありましたので、改めて情報保障や情報バリアフリーというのは、人が大切なのではないかと。人にどのようにして理解して、障害者の気持ちを理解してもらうのが大切ではないかと改めて感じました。

デフリンピックの中で特に聞こえない人だけではなくて、多くの聞こえる人を巻き込むということで、いろいろとPRしましたし、例えばサインエールというのをつくりました。応援のための手話を基にしたアクションなんですけれども、例えば見えない方には申し訳ないんですけれども、このようにします。聞こえない人の拍手は手をひらひらするんですけれども、それと頑張れという手話を表して、両手を前に送る、行けというサインエールをつくりました。それは聞こえない人用ではなくて、これからできれば聞こえない人、聞こえる人、関係なく、皆さんと一緒にできる応援、見て分かる応援として、レガシーとして普及していければいいなと思っています。そういった取組を通して、障害者に関心を持っていない人にも関心を持ってもらう、そういった取組が大切ではないかと思っています。

以上です。

- 高橋部会長 ありがとうございます。デフリンピックのご経験で、会場運営とか、あるいはご自身が、越智委員が参加しながら様々な情報の伝達の課題ですとかということについて、たくさんご指摘をいただきました。それぞれ、これからの様々な事業に展開できるのではないかという感じがいたします。ありがとうございます。

それでは、皆様方にご発言いただきたいと思いますが、今オンラインで先に織田委員から挙手が挙がっていますので、織田委員、ご発言ください。その後、宮川委員、お願いいたします。

- 織田委員 ウィーログの織田友理子です。

資料2について、それから、少し広がってしまうかもしれないんですが、情報保障におけるバリアフリー情報について発言させていただきたいと思っています。

私も中途障害者であり、情報がないと外に出られないような状況でありますので、東京都さんに情報を積極的に出していることについては、非常に感謝しております。オープンデータにつきましても、私どものアプリで活用させていただいて

おりますが、利用者さんから大変ご好評の声をいただいております。というのも、車椅子利用者にとっては情報がないと外に出られませんし、いざ、トイレはどこだというふうを探すときに情報がないと、本当に危機的な状況になってしまうので、皆がすごく助けられているという状況にあります。

また、私自身は国土交通省の歩行空間ネットワーク、移動円滑化のデータワーキンググループのほうに入っている関係もありまして、こちらのデータフォーマットの策定なども今しているところなのですが、そうした場でも、国交省の方やほかの市区町村からも、東京都さんのデータは本当にすばらしいという声が上がっており、日本でトップを走っているというか、世界の中でもすばらしい情報ではないかと、今後も期待しておりますので、このような検討を今後も引き続きしていただけることに心から感謝いたします。

その上でお願いがあります。写真の情報についてですが、写真はやはりテキスト情報以上にすごく重要だということも認識していただき、写真を3枚つけるという取組をしてくださっていると思います。こちらの提供元につきましては、事業者様にもご理解いただいて推進されていると理解しております。その事業者様についてなのですが、全てではないんですけど、最近例えばコンビニや大手のチェーン店などで、入り口のほうに写真撮影禁止という大きな貼り紙があったりするんですよね。そうすると、私たちのユーザーさんがアプリに投稿しようとするときにちゅうちょしてしまい、写真撮影してはいけないのかなという状況に陥って、情報提供がなかなか進まないということがございます。

ですから、バリアフリー情報と商品情報は別物であることをお伝えしたいです。恐らく入り口に貼ってある写真撮影禁止というのは、商品の状況などの情報などを出さないでという話だと思うのですが、バリアフリー情報の写真と商品の写真は違うというところを事業者様、また都民の皆様にとれだけ理解していただけるのかというのが、今後の方向性を決めていく中で、すごく重要なのではないかなと思っております。

事業者様のほうでもバリアフリー情報の写真というのはすごく重要だという意識づけをしていただけるようになり、もっと東京都さんのオープンデータも促進されるきっかけになったらいいなと願っております。

バリアフリー情報は、合理的配慮というよりも、事前環境整備なのだということを日本女子大の佐藤先生もおっしゃってくださいました。そういった意味でバリアフリー情報が整うことで、誰もがいろんなところに行けるという人権のところにも即していくと思うのですが、そうした環境の整備を東京都さんのほうで、事業者さん、または都民の皆様に理解をしていただけるよう働きかけていただければ、都民だけでなく日本全体が、誰もが暮らしやすい世の中の実現に寄与できるのではないかなと思っております。ぜひお願いしたいところです。

以上です。

○高橋部会長 織田委員、ありがとうございました。たくさんの情報を東京都のほうから、様々な意味で国も含めて提供していただいている、オープンデータ化しているということについてのお礼と、それから写真情報についての利用の仕方がやはり一定程度、様々な店舗、施設で制限があるということで、それについても事業者側にも働きかけをお願いしたいということだったかと思います。ありがとうございました。

それでは、宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 ありがとうございます。東京都盲人福祉協会の宮川です。

情報バリアフリーというところで先ほど説明があったように、発信の強化というところで、昨今、我々視覚障害者に関しては、点字だったり音声案内というものがすごく整備されてきて、充実しているなというのは感じます。ここ近年、このデジタル化によって、ホームページのアクセシビリティや各種アプリというものも、すごくすばらしいものができてきている。発信の強化というのは、とても進んでいるんだろうなというのをすごく感じるんですね。

ところが、やっぱり発信するだけでは、受信する側の整備が整っていないのではないかとすごく感じるんですね。というのは、アプリを使うには、やはりスマートフォンなどが必要になってきます。外出先で交通状況とか先ほどのトイレの話もありましたけれども、そういった情報を取るには、スマートフォンなどが必要なのかなというふうに思っていますが、こういった受信側の整備というのがちょっと遅れているような気がします。

先ほど越智委員からもデフリンピックのお話がありましたが、我々、デフリンピックに大会72名で駒沢陸上競技場のほうに陸上の応援に行かせていただきました。視覚障害者40名、付添い36名で行かせていただいて、東京都さんのご配慮により、その実況中継をYouTube動画、その場で同時配信していただけるということで、スマートフォンを持ってきてくださいということで、そうすると、その場でオンラインでその実況が聞けるというご説明で楽しみに行ったんです。ところがそれができたのが約20名ぐらいで、残りの方はほとんどそのスマートフォンの使い方が追いつかなくて、その時間に間に合わなくてできなかったんですね。先ほどもありましたけど、サインエールをひたすらやっていたというだけの状態になってしまって、発信のほうはとても進んでいるんだろうけど、やはり受信するほうの、特にデジタル化の部分のそういったものが追いついていないような気がします。

これは、前の会議でもお話をさせていただいたかと思うんですけども、やはり厚生労働省の障害者総合支援法の中の障害者の日常生活用具のガイドラインがもう19年前のガイドラインなんですね。最後に改定されたのが平成18年だという記憶をしています。19年前にスマートフォンを使っていた人は、ほとんどいないと思うんですよ。

その中で2016年に私のいる八王子市は、全国で初めて障害者日常生活用具にタブレット端末を導入しました。そこから10年かけて、ようやくいろいろな働きかけ、ま

た東京都の本当に力強い後押しもあって、東京都は、昨年11月に視覚障害者、手帳保有者、一部の言語障害の方、聴覚障害の方にスマートフォンを日常生活用具として出していいよというふうに許可を出したんですね。八王子市は、真っ先にもう11月に全国に先駆けて導入を決定して今も支給対象となっています。

なので、やはりこのデジタル化で発信の強化、アプリ、そういったものをどんどん発信して便利にさせていただけるのはありがたいんですが、やっぱり受信する側のそういったものも考えていただかないと、せっかくのそういったものが全然機能しないというのがあると思います。

もう一つ、なかなかスマートフォンが手に入らない原因の一つとして、スマートフォンは今高いんですね。いいものだともう18万円とかしてしまうんですね。昨年、東京都は高齢者の方で、初めてスマホを手に入れる方に3万円の補助というのを出しました。11月から始まった日常生活用具の八王子市の例ですけれども、今補助費用が5万円なんですね。3万円、5万円程度で買えるスマートフォンは、やはりそんなに機能がよくなって、アプリをいっぱい入れてしまうとほとんど使えないような状態なんですね。ある程度のスペックのものを手にしようとする、やっぱり10万、11万、12万円という金額になっていくんですね。そうすると、やっぱりみんな手が届かない、なかなか購入できない。そうすると、せっかくの情報バリアフリーのアプリ、そういったものも使えないというような現状があるので、何とか東京都としてこういった部分にも目を向けていただけないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 宮川委員、ありがとうございます。発信の強化はいいけれども、その受信側についての強化も併せて検討していただけないかということでした。ありがとうございます。

それでは、市橋委員、お願いいたします。

○市橋委員 市橋です。宮川委員が言われるように、受信ができるかどうかは、もう説明を伺いながらそうだと思っています。だから、東京都がやっている補助制度をもっと取り上げていただいて、全ての障害者、全ての高齢者にスマートフォンを供給できるような、あるいは、僕は必要最低限受信できる機器は何かということをもっとみんなで研究していくべきじゃないかなと。テレビなんかでは、これは便利でこれは安いよ、などとやっているけれど、。

僕の一例を取ると、今から3年か4年前にスマートフォンを買いました。僕の場合は、ソフトバンクに行ったんですけども、ソフトバンクのお店で僕に合っているか、合っていないか、これを短時間で見極めるのはとてもできなかった。だから、例えば、障害者、特に僕みたいな場合は、決められた位置に手を持っていくのは大変で、毎日やっていると、こんなことできるぐらいなら障害者はやっていると聞いていますけれども。

何が言いたいかというと、障害者は、機器を買えること、機器をキャンセルすることを認めさせるようなこと、自分が必要だから僕もこのスマートフォンにしたんだけど、当初、今でも、やっぱりガラケーで我慢していたほうがよかったのかなと思うんです。そういうことが、自分に合った機器、そして自分が使いやすい機器を替えられるようにするとともに、東京都は障害者IT地域支援センターがありますよね、茗荷谷に。ああいう施設をもう少し広げて、多くの人が行けるような、そんな受け皿の問題をもっと考えていく。そうしないと情報バリアフリーではなくて情報格差が広がっていくような気がしてならないところです。

僕がこういうことをやっているの、そういう意味ではここにスマホと、そしてiPadと、家にはパソコンを置いているので、かなり費用がかかって、僕の場合、家族の理解があるので、じいちゃん、やっていいよと言われてるので、やっているんですけど、普通は障害者ではね。

僕、月に3万ぐらいかかっているんですね。ですので、その辺りはやっぱり使いやすい受信機の問題を考えていくということ、それと僕はここ重要で、もう無理だと諦めている方もいるけど、例えば災害の問題でいえば、一番そういう情報を受信していただきたい人が多いわけだから、その辺りはちょっと検討課題、そういうことを考えてこの事業をやっつかないと、何だか格差の助長を僕らはやっているなという風に見られないかなと思います。

○高橋部会長 貴重なご意見をありがとうございました。情報格差、特に情報の利用、その差がすごく出てきているのではないかという、あるいは情報を利用できないというようなご指摘でした。特に機種の変更だといったようなときに、自分へのマッチングがどこまで可能なのかというようなご指摘かというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、内田委員、よろしくお願いします。

○内田委員 公募委員の内田でございます。

資料2-3を拝見しますと、この情報発信、今のお話にありますように、提供が中心の論点のように思いました。受信に係る論点が目立たないなという印象で、ただ非常に重視されているというのはよく分かりまして、5ページ目のところに、課題で「利用者のニーズに配慮した情報提供等の取組」ということで、課題としてここで強調されていると思うんですが、今までのご意見もあるように、課題としてよりも論点として昇格させて、具体的にもう少し議論をこれからされてもいいのかなという気がいたしました。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございました。

事業者の方々にもご意見をお伺いしたいと思いますので、事業者の方々には順番に、ぜひよろしくお願ひいたします。それでは、会場のほうから。

すみません、先に、慶野委員が手を挙げていました。失礼しました。よろしくお願ひ

します。

○慶野委員 すみません、ありがとうございます、慶野です。

資料2-3について、課題整理の①について意見がございます。ユニバーサルデザインガイドライン、本当にすばらしくて、仕事でも私も使うんですけど、ただ今日、都庁に着くまでの駅でもガイドラインに沿っていない可読性や視認性が悪いデザインがたくさんあったなというのを感じています。

各事業者の広報やデザインの専門部署では、恐らく使われていてすばらしいんですけど、現場のスタッフが手作りするときを読んでいない可能性が高いなというのを感じていまして、ガイドラインを使ってくださいと広報するだけだと現場に届かないことを危惧しております。なので、現場のスタッフに浸透できているのかのチェックだったり、既に掲示された掲示物がガイドラインに沿っているかチェックするよう、事業者さんをお願いする仕組みが欲しいです。なので、手元資料の論点としては、事業者が現場でガイドラインを活用できているかのチェックリストを、東京都のほうで準備するなどの手法を盛り込むのはいかがでしょうか。

また、資料2-3の②、③にどちらも関わるかなと思うんですけど、今日の資料、いろいろ円滑なコミュニケーションを目指した施策が載っていると思うのですが、コミュニケーションだけではなく、何かその手前でコミュニケーションを取らなくて済む仕組みの整備にも、補助金や予算を取ったほうがいいのではないかと考えています。

デフリンピックを観戦しまして、そのときに最寄り駅にエレベーターがなかったんですね。なので、駅員を呼び止めることになると思うんですけど、駅員を呼び止めて何をしてほしいか伝えるというのが大変な人のほうが多いと思うので、コミュニケーションを取らずに移動できることの重要性を感じました。

なので、あと、コミュニケーションの先の助け合いはすばらしいんですけど、コミュニケーションを取ると疲れてしまうという側面もあると思うんですよね。感謝したり、申し訳なさそうにしなくても、移動できたほうがストレスが少ないと思うので、現状バリアフリーの施設でも必要がない方が利用して埋まってしまったりすることもあると思うので、ここを必要としている方がいるというアナウンスをもっとたくさんするとか、そういう観点の、どうもすみませんと言わなくても、スムーズに移動できたりするという観点を入れたらいいかなと思っております。

なので、論点に関わるどころだと、市区町村やインフラの職員の皆さんや駅員の皆さんのご負担とか人件費を軽減するかもしれないというメリットをアピールしたり、具体的なアナウンスの表示やひな形の事例集を発行して、すぐに導入できるようにするなどの働きかけをするといういいかなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 慶野委員、ありがとうございました。この協議会でも川内委員からも度々同じようなご発言をいただいているところです。事業者の方々の負担にも、当然、当事

者の方々のメンタルの負担にもなってくるわけですので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、少し限られた時間ですけれども事業者の方々にもご発言を、ぜひ今日の論点整理についてご意見をお伺いしたいと思います。今日はオンラインの方々が多いのですが、私のほうで指名させていただきますけれども、フランチャイズチェーン協会の大久村委員、もしお気づきの点、論点整理のところ、あるいは課題の整理のところでは事業者側の立場としてご発言いただけましたらありがたいです。ご意見、コメントいただければありがたいのですが、よろしくお願いいたします。

- 大久村委員 大久村でございます。いろいろなお話を勉強させていただきました、ありがとうございます。先ほど織田様のご意見の中に、コンビニ等の入り口で写真撮影禁止の表示があって、情報がなかなか提供できないといったお話がございまして、私も全店舗じゃないと思うのですが、そういった表示というのは認識しておりませんでしたので、こちらのほうは確認して、おそらく商品情報を撮影禁止ということだと思っておりますけれども、バリアフリー情報についての写真、そういった発信が可能なかどうなのかということ、改めて確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 高橋部会長 ご対応よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、民営鉄道協会の栗原委員、もしご意見等がございましたらお願いいたします。

- 栗原委員 民営鉄道協会の栗原でございます。

現段階で特にご意見ということはありませんけれども、会員会社にも話をし、もし意見があるようでしたら、また出ささせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- 高橋部会長 ありがとうございます。

東京バス協会の、今日、今回初めて委員ということで恐縮ですが、中村委員、もし皆様方のご発言、あるいは資料2-1、2-2、2-3をご覧になって、コメント等がございましたらお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

- 中村委員 先ほどご指摘をいただいていたバス車内の翻訳ツールの関係につきましては、実は実証実験で都庁さんの補助をいただいて、試験的に導入したものでございまして、どちらかというとインバウンド対応向けの各国の翻訳機、外国人の方とのコミュニケーションを取る目的のために導入されたというふうに伺っています。

それが障害者の方とのコミュニケーションにも使えるのかということで、改めて気づきをさせていただいたということでございまして、基本的には、筆談器は乗り合いバスには既に据え置くことになっておりますので、その使い方も含めて、バス運転者の負担の軽減という側面でこういったものを入れているところもありますので、今後デジタル

ツール、筆談器がデジタル化するののかも含めて、今後の将来を検討していく必要があるのかなというふうに思いました。意見という形にはなっていないかもしれませんが、そのようなところを思いました。

以上でございます。

- 高橋部会長 中村委員、ありがとうございました。現状をお話ししていただきました。その辺りは、先ほど越智委員のほうからも研修の在り方も含めてご指摘がありましたけれども、都のほうでも再度確認をしていただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、ホテル協会の東京支部事務局長の、本日、新委員という形で参加をさせていただいておりますけれども、藤井様、もしご発言等、ご意見がありましたらお願いをしたいと思います。ホテル業界としての情報提供、あるいは情報の受け方の問題について、お客様等からのニーズや課題が入っておりますでしょうか。よろしく願いいたします。

- 藤井委員 日本ホテル協会東京支部でございます。

私ども日本ホテル協会での取組としましては、加盟しているホテルのバリアフリー対応の状況をホテル協会のサイト内に掲載しております。44ホテルの加盟ホテルの中で38施設が載っております、こちらにつきましては、運用は2年前からしていますけれども、順次内容を充実させているというような状況でございます。

片や、各事業者の動きのご報告としましては、先ほどの資料2-1の情報バリアフリーのところ、ホームページの内容になかなかとり着けないというようなお声も多いと思います。私どものホテルは宿泊だけではなくて、宴会やレストランなど非常に多角な経営をしているグランドホテル、客室も多いホテル、あとは、日本人だけではなく海外のお客様も多いので、ホームページの情報量が多いところで、今後の課題としましては、いろいろな障害のある方、高齢の方も見やすい内容に更新していくというのが必要かと思いますが、やはりホームページの更新というのは、大幅なりニューアルというのは、それなりの事業者の負担にはなりますので、そこは長く見て対応していければなというふうに考えております。

また、ホテルのいろいろなフロントカウンター等で、デジタルツールを使ったコミュニケーションツール、そういったところも具体的に設置が進んでいるかという、やはり一部のホテルに限られているという印象もあります。

また、ホテルのサイネージ、ピクトグラム等での表示はオリンピック、デフリンピックである程度進んだ部分はあるんですけども、まだまだやはりこれから進めていかないといけないところはあると思いますので、ホテル協会から各ホテルに対応を促したいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

- 高橋部会長 ありがとうございます。本日出席していただいている事業者の方々には、皆さん、お聞きしたところですけども、それ以外の方々にもご意見をお伺いしたいと

思います。

会場から渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 東京都手をつなぐ育成会の渡邊と申します。

先ほど情報格差がというお話も出てきたと思うのですが、受け手側が、発信のほうはすごくいいけど受け手側のほうでということろで、やはり障害種別によっては受け取るのがとても難しい方たちもいらっしゃる、知的の方たちは、軽度の方たちが受け取るのはとても上手ですが、中度、重度の方たちにどうやってその情報を持っていくかというと、やはりその周りの支援者で若い方がいらっしゃれば、まだ情報が入ってくるとは思うのですが、保護者だったりすると、そのサイトにたどり着かない、こういうものがある、便利なものがあるということも知らないという方がすごく多いなというふうに思っております。

それと、障害によって格差が生じているのは、タブレット、八王子市さんのお話が出たと思うのですが、日常生活用具でタブレットが支給されるということろでも知的障害が入っていない自治体さんもいらっしゃるということろと、あと、自治体さんによって、すごく進んでいる自治体とそういったことがまだまだの自治体がすごくはっきりしていて、今の時点で格差が現れているのではないかと思いました。ぜひ、区市町村のほうに、情報の格差を抑えるために、タブレット端末があることによって支援になるんだということをもう少しお伝えしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○高橋部会長 渡邊委員、ありがとうございました。サイトに追いつかないという、そういうようなところもたくさんあるということでした。あるいは、障害の種類というところは、先ほど市橋委員のほうからも障害の部位にも起因するようなご発言もあったかというふうに思います。ありがとうございます。

兼子委員、お願いいたします。

○兼子委員 私は、老人クラブの都の副会長と、あと調布市で会長をやっておりますけれども、一つ今、受け手の問題でスマホの問題が出ましたけれども、老人クラブの場合は、ある意味では、私は今もう80近いんですけれども、70代ぐらいまでは健常者として生活していて、高齢期になってから耳が聞こえない、あるいは目の障害、それから歩行が困難になるとか、そういう形で現れてきますので、一般市民のところとある意味では同じなんでしょうけれども、そういったことでこの一つのやり方じゃなかなかうまくいかない、難しい問題があるなと思っております。一つ先ほどから議論になっていましたスマホの問題ですけれども、今はほとんどスマホを持っていないと、なかなか生活できない。様々な情報がスマホでということですのでけれども、最近、特にスマホも、パソコンもそうですけれども、AIで様々な情報が提供されたり、それから広告が、使っていると漫画の吹き出しじゃないですけれども、頻繁にそういうものが入ってくるんですよ。そうすると、それらをどう対処していいのかということになると、やっぱりスマホの使

い方について、もう少し市民に対して使い方について勉強する機会とか、それからあるいは相談できる窓口をたくさん設けるとかですね。

調布では、あそこは電通大がありますので、電通大の先生が体操、要するに体力が落ちないようにタブレットやスマホを使って体操できるようにというような形で取り組んでいるんですが、たまたま一つの地域で空き家があったのでそこを借りて、スマホについての相談ができるようなことをしています。毎日ではないんですけども週何回かですね。ですから、何かそういったものがないと、本当に高齢者はスマホが使い切れないなというような思いがしております。

それから、情報のバリアフリーということで、私が非常に気にしているのは、いわゆる聴覚障害というか、高齢になると聞こえないということがたくさん出てまいります。そうすると、家庭内でのコミュニケーションもうまくいかないということで、それで、皆さん、ある程度経済的に余裕があれば、補聴器を30万円とか50万円とか、相当高額のものを手に入れているんですけども、必ずしもやはりピタッと行かないと。そういう点では、もう少し、いわゆる補聴器の業者から中立的に補聴器について、やはり耳の検査と、どういうものがあるのか。それからしばらく使ってみて、それがその人に合うのかどうか、そういったことなどもやってもらうようなことをやらないと、私の会員でもあったのですけれども、朝早く、耳が聞こえなくなったご主人がベッドから落ちて、奥さんもうまく対応できない。聞こえないですから、何をどうそこで求めているのか、どう答えていいのか。それで、私のところに電話がかかってきて、急いで行って、少し落ち着くようにしている間に、包括の人が来てくれたので助かりました。言いたかったのは、これは、福祉局のところとは少し違ってくるのかもしれないかもしれませんが、各自自治体が高齢者の健診をやっていますけれども、私はその検診の中に聴覚の検診とか、目のほうの検診とか、そういったことを入れていかなければならない時代なんじゃないかなというふうに思っております。

長くなりましたけれども、あともう一つホテルの問題などいろいろ出ましたけれども、最近インバウンドということで、いわゆる例えば温泉地の従来ホテルとか旅館業ということでやってきているところが、例えば1泊が非常に高額になっています。2万円を下るようなところを探すのは大変だと。民宿のようなところは、バリアフリー、これは情報だけではなくてハードのほうになりますけれども、私も一つ経験したのは、非常に評判がいい民宿で、そこを使おうと思ったら階段しかない、エレベーターがないとかですね。

ですから、こういった少し規模の小さなところについても情報が伝わるのと、それからそういう小さな事業者が、これはちょっと大変な問題かもしれませんが、やはり障害のある人たち、そのときは要するに階段の上り下りができない参加者がいるので、評判のいいところが使えなかったという体験ですけれども、そういったところのある程度長期的になるのかもしれませんが、適切な援助でそういうハード面でエレベーターや

エスカレーターなど、そういったことも視野に入れながらやっていく必要があるのかなと思いつきながらお話を聞いておりました。

○高橋部会長 ありがとうございます。須田委員、今の時点でもしコメントがありましたら、これからの課題も含めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○須田委員 筑波技術大学の須田でございます。

専門が情報関係をやっておりまして、皆様方の今のご意見、今後の、次の議題のところもあると思うのですけれども、情報というものはどういうものをできれば整理して、情報バリアフリーというと、すごく広がってしまっておりますので、個別に、ある程度、具体的にご議論いただくとありがたいと思っています。

特に情報バリアフリーといったときに、先ほどから皆さんがおっしゃっておりますが、コミュニケーションのフリー、バリアフリーと勘違いされていらっしゃる方が多いと思います。コミュニケーションの場合には、発信者と受信者がいて初めてコミュニケーションが成り立ちます。ですから、情報を発信する側のこのプッシュ型と言いますが、プッシュ型の情報と、当事者の方々が情報が欲しいというプルというものを考えていただくことが必要かなと思っています。特にコミュニケーションの場合には、そういうところを少し考えていただければと思っています。

あともう一つが、当事者の方々の情報が、残念ながら今データベースとして少なくなっています。先ほどのところで、今、総務省さんが各システムのどういうバリアフリー対応ができていくかというようなテンプレート、日本版VPATと呼んでいますが、その特徴を書いたシステムをまとめていらっしゃいます。現在、AIが進展していますので、当事者の方々がプラットフォームにデータを登録していただければ、どのようなシステムがマッチングするのか、そういうものができるようにこれからはなると思っています。

特に障害者の情報プラットフォームとして、これから障害者手帳の電子化とか、それからマイナンバーカードの中での障害者対応とか、そういうようなことでいろいろな活用ができるようになっております。それがなかなか皆様方に普及してないのが本当に残念なんですけれども、そういう形でのデータをもう少し大事にさせていただければと思っています。

ということで、できれば当事者の方々のいろいろなデータ収集についても、先ほどオープンデータの取り方が言われていたけれども、データは丁寧に扱わないと非常に問題がある場合があります。たくさんの方がオープンでデータを収集してしまうと、かえって加害者になる可能性がありますので、個人のプライバシー等、先ほどのカメラの撮影などについても、住所などが入った途端に、いろいろな問題が出てきます。ですので、そういうところはチェック機構という形で、データ活用の基本というのを行政さんに考えていただいて、そこでの介したオープンデータへの必要があると思っています。

現在のところの私のコメントです。

○高橋部会長 ありがとうございます。

オンラインでご参加していただいています佐藤委員、ご発言いただけますでしょうか。

○佐藤委員 日本女子大の佐藤です。

今の須田委員の意見の延長線上にある意見ですが、本日の資料を見させていただいて、それぞれ東京都が取り組んでいる、あるいは取り組もうとしているパーツ、パーツの課題というのは、すごく丁寧に説明されていると思っています。しかし、全体像が見えづらいと感じています。東京都としてどのような姿を目指しているのかということ、まず例えばポンチ絵などで表現した上で、そこで個別の課題なりに対してこういう進め方をしていますとか、今後こういうところを議論していかないといけないとか整理していただく議論もしやすくなりますし、今後の検討もしやすくなると思います。

情報発信の課題、あるいは受け手側の課題も、今いろいろ指摘されておりましたけれども、それら含めて、全体像を示した上での課題の位置づけがあると、より情報バリアフリーに関しての議論が進むのではないかという感想を持ちました。

以上です。

○高橋部会長 佐藤委員、ありがとうございます。それでは次の説明を受けたいと思います。

福祉局の障害者施策推進部からの手話言語条例と障害者情報コミュニケーション条例についての進捗状況についてのご説明ですが、よろしくお願いたします。

○小泉共生社会推進担当課長 福祉局障害者施策推進部共生社会推進担当課長の小泉と申します。

私からは、手話言語条例と障害者情報コミュニケーション条例の施行状況について、資料3-1、3-2に沿ってご報告をいたします。

まず、資料3-1、「東京都手話言語条例」の施行状況について説明いたします。

こちらの条例は、令和4年9月1日に施行されました。条例の施行3年を経過しましたので、条例附則の規定に基づいて、施行状況についてご意見を伺うものでございます。

まず、1の条例の施行状況ということで、これまでの主な取組状況をまとめております。

まず都の責務についてです。イベント等で手話通訳を配置したり、動画配信に手話通訳を表示したりするなど、手話を使用しやすい環境整備を実施しております。また、都庁窓口などにおいて、離れた場所の手話通訳者を介して、リアルタイムでコミュニケーションが取れる遠隔手話通訳のサービスを提供しています。

続いて、基本的施策の取組です。6条、学習機会の確保等に関しては、手話通訳者養成講習会等を実施するほか、8条の手話通訳者の人材確保等については、手話通訳者や指導者の養成を実施しております。9条の事業者への支援については、聴覚障害者の就職、職場定着に関する好事例の紹介や、雇用の際に必要な情報を一元的に提供するなど、普及啓発を実施しています。10条の学校における支援については、教員向けの専門性

向上研修や保護者への手話の学習機会の提供などを実施しております。また、12条の手話の普及啓発については、ブックレット等の作成、イベント開催など、手話の普及のための啓発活動を展開しています。

続いて、令和8年度の取組（案）についてです。次のページをご覧ください。

令和8年度も取組を拡充いたしまして、環境整備を一層進めていきます。主な取組としましては、手話を学習する機会を充実するため、手話通訳者養成講習会のクラスを増設いたします。また、学校における支援では、児童生徒等向けに外部有識者の講演などを実施する新たな取組を開始いたします。さらに、手話の日として制定された9月23日のイベント開催など、手話の普及に向けた取組をさらに進めていきたいと考えております。

次に、資料3-2、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行状況についてをご覧ください。

障害者情報コミュニケーション条例は、令和7年7月1日に施行されました。この条例に基づき、施行状況についてご意見を伺うものでございます。

まず、1の条例の施行状況について、今年度の主な取組状況をまとめております。

10条の情報取得等に資する機器等に関しては、都は東京都障害者IT地域支援センターを設置いたしまして、障害者等からのデジタル機器の利用相談や機器の体験の実施などを行っています。また、路線バスでのAI翻訳透明ディスプレイ導入実証の実施や、視覚・聴覚障害者向けのスマートフォン教室の実施なども行っています。11条の関心と理解を深める機会の確保等といたしまして、リーフレット等を作成し、広く普及啓発を図るほか、全庁職員向け研修を実施し、職員の理解促進も図っているところでございます。13条の人材確保等については、盲ろう者、失語症者向けなど各意思疎通支援者を養成しております。14条の事業者への支援では、開発メーカーの製品開発等を支援したり、15条の学校における支援では、特別支援学校での乳幼児に対する教育相談などを実施したりしているところでございます。

続いて、令和8年度の取組（案）についてです。次のページをご覧ください。

こちら令和8年度についても取組を拡充いたしまして、環境整備を一層推進していきます。主な取組といたしましては、区市町村における情報保障推進の取組を促進するための支援を新たに行います。また、デジタル利用の支援や事業者支援の取組を強化するため、東京都障害者IT地域支援センターの機能強化を図っていきます。さらに、情報コミュニケーションの普及啓発を充実するため、特設サイトの開設などを行っていきたいと考えています。

説明は、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。こちらのほうは、東京都の障害者施策推進協議会でも進めているということで、関連する当事者団体にも参加をいただいているかと思えます。今、進捗状況等についてご説明いただきましたけども、ご質問をお受けし

ておきたいと思います。皆様いかがでしょうか。

それでは須田委員、お願いします。

○須田委員 非常にお取組いただき、ありがとうございます。特に東京のデフリンピックに対しての、今までのレガシーもまとめて、こういう形で意思疎通支援をやっていただくことというのはありがたいと思っています。

このデジタルの中での障害者 I T 地域支援センターの機能を強化していただくということは、今、厚労省さんが I T サポートセンターの強化事業もやっていますので、そういうところと連携していただく。また、人材確保についても、意思疎通支援者の確保事業というのが厚労省さんで進んでおります。これとの連携も含めて、他省庁との連携をうまくしていただきたいなど。特にこのコミュニケーションの手段については、聴覚障害者だけでなく発達障害のある方、ディスレクシアとか場面緘黙とか、対面ができないようなコミュニケーションの方についての対応も考えていただければありがたいと思っています。

以上です。そこのところをお願いします。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

では、越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東聴連の越智です。意見なのですけれども手短に申し上げます。

条例が制定されてから、いろいろな取組をしていただいてありがとうございます。また、昨年の条例制定だけではなく、国の手話施策推進法も制定されましたので、これからの取組が期待されます。その中で先ほどの議論にも関わってくると思うのですけれども、これからは情報の質というのも問題になってくるんだと思います。やはり、その基準をどうするのか。例えば、文字とか映像になれば、見て分かりやすいという判断はできますが、手話通訳の技術などをどう評価するのか、そういった辺りが今少し曖昧ではないかと感じております。

実は、昨年、東京都知事の記者会見の入札がありまして、東京都でトップ技術を持っている手話通訳等派遣センターが入札に負けました。今回は、きちんと入札を勝ち取れるようにということでその準備をしております、入札レベルも A ランクを確保して、これは大丈夫だろうと入札に申し込みました。しかし、今回の入札の対象は A ではなく、B、C が対象になるということで、入札ができないという問題がありました。これはちょっと憤りを感じました。なぜ、A が駄目なのか。情報保障が B でいいのか。B 以下でいいのか。そのように感じて非常に憤っております。これからどうしてしていくのかという判断を担当局に伺おうと思っています。

問題は、手話通訳の技術のランクの判断の基準が今はないということです。曖昧ということです。例えば、手話通訳士の資格はありますが、その手話通訳士のレベルも様々です。手話通訳等派遣センターは手話通訳士の資格を持った上で、さらに試験を受けて、さらに上のレベルの手話通訳者を確保しています。しかし、それは基準として評価をさ

れていないんです。そういったところをどうするのか。きちんと意思疎通支援の質の基準やランクを整備していく必要があるのではないかと感じております。

もう一点は、条例に合った取組はあるんですけども、一つ足りないというか、付け加えていただきたいのが、乳幼児の手話言語支援です。例えば、大阪や京都では乳幼児の手話言語支援の仕事があります。小さいときに手話が必要なときには、手話を学べるところがあります。今のところ東京には、その取組が見えない状況です。それは、福祉局ではなくて教育庁のほうの問題かもしれませんが、非常に残念だと思っていますので、ぜひ関係局とも話し合っただけで乳幼児の手話言語支援指導ができるような事業を始めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 ご意見ありがとうございました。関係部局との調整が必要になるかというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

市橋委員、よろしく願いします。

○市橋委員 市橋です。

先日の会議でも、今越智さんが言われた入札のことを聞いて、僕も情報不足かもしれませんが、びっくりしました。なぜびっくりしたかということ、手話通訳の養成というのは、僕、実は威張るわけじゃないけど、1974年の美濃部知事、縫田民生局長のときに、僕らは徹夜をやって手話通訳等派遣センターの立ち上げにつながった。それから努力、努力をして、みんなで育てて、聴覚障害者の人と一緒に量も質も上げてきたということがあるんですけど、これが入札制度になっちゃったの。それで、一番はやっぱり我々がつくった派遣センターなんだけど、入札がBになったと、僕はちょっとびっくりするような、そんな状態なんです。そういうことを見ると、この条例、改めて見直すと、言っただけ失礼ですけど、難しい文章に通訳が必要というか、難しい文章に見えてしようがないわけです。僕はやっぱり障害者と、それから仲間とも育ててきたということを中心に、これを考えていかないと、条例で美しい言葉をつくっても、これは難しく響くことじゃないと思います。

もう一つ言えば、資料3-1の2で、学習ということを書いていますけれど、私たちの仲間で、先ほど兼子委員が高齢化になると耳が聞こえなくなるということと言われたけれど、実は若い頃に聴力を失った方、いわゆる中途障害者が手話を学ぶ講座があるんです。ところが、そういう講座が一向に増えない、そういうところ言えば、この条例が本当に中身があるのか、ただの難しい文章になるのか、ちょっと境目ではないかなと僕は思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、また関係部局との調整ですとか連絡事項等が、二つの条例関係で出てきているかというふうに思いますので、ご担当の方もどうぞよろしく願いをしたいと思います。

それでは、その他の案件に移りたいと思いますが、皆様方のほうから何かご発言等は

ございますでしょうか。

○篠福祉のまちづくり担当課長 それでは、資料の4についてご説明させていただければと思います。

都では、都政の課題に関する意見・要望等を把握することを目的としてインターネット都政モニターアンケートを実施しております。今年度、第2回のアンケートでは、心のバリアフリーに関するアンケートを実施いたしましたので、ご報告させていただきます。

こちらの資料は、政策企画局が発表したプレス資料でございます。このアンケートは年6回程度実施しております。第2回の調査では、都市計画道路の整備、そして、心のバリアフリーの二つのテーマを併せて実施しておりますので、2本立てでプレス発表されております。

心のバリアフリーの結果概要につきましては、2枚目の下段をご覧ください。

心のバリアフリーの認知度は、48.1%、ほぼ半数が知っていたという結果となっております。

次に、心のバリアフリーの効果的な普及啓発の方法については、「児童、生徒への心のバリアフリーの教育」が最も高くなっております。

また、心のバリアフリーに関する身近な経験は、「電車の優先席前に荷物を持った高齢者が立っていた」ということが最も高いという結果となっております。

この結果の詳細につきましては、3ページ以降におつけしております。時間のご都合もございますので、ご意見、ご質問等がございましたら、後ほどメール等でいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 ありがとうございます。

資料4につきましては、後ほどまたご意見等がありましたら事務局のほうにメール等でお寄せいただければ大変助かります。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、その他、ございますでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○市橋委員 私たちの加盟団体の視覚障害者団体からちょっと要望があって、今、資料を配ってくれるけれど、短めに言います。

実はですね、今、横断歩道のペンキの幅が広がったわけです。今までは45cmだったところが90cmになった。これは、僕らにとってはあまり関係ないけれど、視覚障害者は、あのペンキの幅によって、ここが横断歩道か、横断歩道を真っすぐに渡れるということが分かるわけです。そこを倍に広げて、非常に怖い思いをしている視覚障害者が多いわけです。ぜひ、これはやめてほしいと。そして何か理由があるのか聞いたら、ペンキ代を節約するだけだという答えがあったということで、非常にこれは問題だということで、こういう意見が出たということを警視庁のほうに伝えていただきたいと思っております。

○高橋部会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、事務局から関係局へご周知いただくようお願いをしたいと思います。

市橋委員、ありがとうございます。

それでは、全体の議事としてはこれで終了という形になります。今後のことにつきまして事務局からご連絡をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○篠福祉のまちづくり担当課長 事務局の篠でございます。

本日は、大変活発なご議論いただきましてありがとうございます。次回、第4回専門部会につきましては、4月から5月頃にかけて開催を予定しております。開催が近づきましたら、事務局より日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、机上の資料のうち、5点の冊子は事務局で回収をしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。本日、情報のバリアフリーということで非常に重要な部分、それから先ほど指摘がありましたけれども、非常に多方面、多岐にわたる部分があります。こういったことについて、一旦、情報のバリアとは何かということについて整理をしたほうがいいのではないかというご意見が、何人かの委員の方からありました。まさにそのとおりだと思います。

それから、やはり情報の発信と受け手側の乖離が依然としてあるということで、ここをどういうふうに論点として、あるいは課題として、これからの施策の方向として進めていくかということがあるかと思います。一人一人のニーズ、あるいは対応の仕方が異なるわけですので、そういったことについても、十分配慮していくということと、それから情報の入手や発信の仕方についても、様々な個人情報といいますか、プライバシーの部分もありますので、データの活用をどうするかといったような点、そこについてもしっかりと考えていかなければいけないと思います。

それからもう一つ、議論には出ていないんですけど、やはりIT関係も含めた様々なデバイスも含めた技術の開発の仕方に対して、ユーザー側はどういうふうに参加していくかといったようなことも、非常に重要なのではないかと思います。それらも含めて、東京都としてもそれぞれの事業者が発信できるような情報のバリアフリーに向けて、議論を引き続きしていかなければいけないと思います。

限られた時間で大変恐縮ですが、本日の議論はこれで終わりにさせていただきたいと思います。まだまだご発言があるかと思うので、事務局にご意見を後ほど寄せていただければと思います。

それでは、専門部会はこれで終了させていただきたいと思います。皆様どうもご協力ありがとうございました。オンラインで参加していただいた皆様方もありがとうございました。

(午前11時56分 閉会)